

【用語】吾妻郡植栗村—吾妻郡吾妻町 小前—本百姓のこと 差紙—御召状、領主等からの出頭命令書 出府—江戸へ出ること 御屋敷様—ここでは旗本の土屋家をさす 趣意—意見、趣旨 無抛—やむなく 挙り寄—ことごとく集まる 入用—諸経費 末々—ゆくすえ、將來 先規—以前からのきまり 連印—連判、姓名を列記して印をおすこと

【解説】分郷とは、一村内が幕府領と旗本などの私領に分けられること、あるいは私領が二つ以上あることをいうが、この吾妻郡植栗村の文書にみられる分郷は、一般的な意味とはやや異なり、一村を単に三つに分村することであった。植栗村は、はじめ沼田藩真田氏の所領であったが、天和元年（一六八二）真田信利の改易かいえきにより幕府領となった。その後、元禄十一年（一六九八）幕府の蔵米地方直くらまいじかたなおしによって旗本土屋朝直（知行高三七三八石余）の知行地となり明治維新に至っている。

この文書は、天保三年（一八三二）旗本土屋氏から植栗村を三つに分村することを命じられた時のものである。これに対し植栗村では、一村が三分割されると村入用などが増え、村民の負担が大きくなることを理由に反対することになり、村民のうち二四人が連判をして結束したわけである。この議定書が傘連判からかされんぱんの形式をとっているのは、単に代表者や首謀者を伏せるといった意味だけではなく、村内の連帯や団結も意図していたものと思われる。なお、分村問題については、村側の嘆願が聞き入れられたようである。